

消費者法分野におけるルール形成の在り方等 検討ワーキング・グループ（第3弾）

開催の趣旨及び今後の進め方について

令和4年3月29日
消費者委員会事務局

経緯（第5次消費者委員会）

第5次

「消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ」

目的：公正な市場を実現するために、中長期的な観点から、消費者法（取引分野）におけるルール形成の在り方及びルールの実効性確保に資する方策並びに行政、事業者（団体）、消費者（団体）等の役割について検討する。



報告書（概要）

1. ルール形成の在り方

- ①ルールのベストミックス
- ②社会情勢の変化への対応
- ③消費者、事業者の行動の実態の反映

2. ルールの実効性確保（担い手のベストミックス）

- ①事業者（団体）の公正な事業活動を競争力に変えるための方策
- ②消費者の主体的な行動のための一層の環境整備
- ③適格消費者団体等の役割の強化
- ④行政の悪質商法等への対応の徹底化**

- 違法収益の剥奪や制裁金については、比較法的にみても、我が国の制度整備が遅れているのが現状であり、強化することが求められる。例えば、対象の範囲を広げることや、制裁金の上限を引き上げることが考えられる。併せて、行政機関による破産申立て、財産保全等の制度の整備も検討されるべきである。
- 犯罪が成立する可能性がある行為についても、行政が端緒を把握できるようにすること、行政が把握した情報を基に、関係機関と適切に連携すること、消費者に注意喚起・啓発できるようにすることや、厳格な刑事罰により抑止すること、犯罪収益の没収とそれにより被害回復を図る仕組みを拡充することが重要である。

経緯（第6次消費者委員会）

第6次

目的：特に**自主規制の活用について検討**。近年普及・発展し、法規制の隙間となっている新しい取引分野(デジタル広告・取引等)にも参照可能な形で、望ましい自主規制の整備・運用の在り方を検討

報告書（概要）

- | | |
|---|--|
| <p>1. 望ましい自主規制の整備・運用の在り方</p> <ul style="list-style-type: none"> － 自主規制の整備段階 <ul style="list-style-type: none"> ① 規範の提示 ② 事業者団体等の創設・支援 ③ マルチステイクホルダープロセス・策定手続の透明性 － 自主規制の運用段階 <ul style="list-style-type: none"> ① 実効性確保 ② 消費者等からの評価 ③ 紛争解決機能 ④ 制度全体のモニタリング ⑤ 運用の透明性 | <p>2. 自主規制が求められる新しい取引分野</p> <ul style="list-style-type: none"> － WGで検討したもの <ul style="list-style-type: none"> ① アフィリエイト広告 ② 後払い決済サービス ③ ターゲティング広告 ④ CtoC取引 － 新しい取引分野の特徴 <ul style="list-style-type: none"> ① 行政規制の不存在 ② 個別事業者による対応の限界 ③ 参考となる隣接分野の不存在 ④ 市場の選択圧力の弱さ |
|---|--|

⇒ 「次期消費者委員会への移行にあたっての留意事項」（第351回消費者委員会本会議・資料4）
 消費者法分野におけるルール形成の在り方等については、2021年8月に発出した意見を踏まえた関係省庁等の取組を後押しするとともに、**被害回復のための財産保全措置等の残された論点について引き続き調査や検討を行う必要がある。**

悪質商法における被害回復の実効性確保

深刻な被害を生じさせる悪質商法における被害回復を念頭にして、WG報告書（第1弾）の観点を敷衍し、関係法制度の課題等を分析・整理して、運用の向上や改正の検討に繋げることができないか。

背景

- 悪質な「販売預託商法」や詐欺的投資勧誘等の悪質商法は繰り返し発生し、多数の消費者に深刻な被害を生じさせている。
- 消費者委員会は、これまで個別の類型について意見表明を行ってきた。
また、消費者庁では、特商法・預託法の改正が行われたところ。もっとも、悪質商法一般についての被害回復の実効性確保については、消費者庁で検討されて以降（平成25年）、具体的な動きは見られない。
- WG報告書（第1弾・27頁）では、自主的取組や民事ルールでは対応しきれない悪質商法については行政が厳格に対応する必要があるとして、実効的な法整備や違法収益の剥奪、財産保全等の制度の検討の必要性を指摘している。
- 悪質商法事案における被害回復の現状に基づき、現行の関係法制度の課題等を分析・整理することで、WG報告書の観点を掘り下げ、運用の向上や改正の検討に繋げることができないか。

WG（第3弾）で取り扱う論点のイメージ

総論：「加害者の財産の隠匿又は散逸の防止に関する制度を含め多数の消費者に被害を生じさせた者の不当な収益をはく奪し、被害者を救済するための制度」の検討をする際に有用な考え方等を整理する。なお、WG第3弾は、今後の検討に繋げるための、第一歩のイメージ。実際の被害事案の整理と、被害予防・救済のためのオプションの整理に軸足を置く。

各論1 平成25年以降に、多数の消費者に被害を生じさせた具体的事案の整理

- ・MRI事件（米国の制度の運用状況等）
- ・ジャパンライフ事件 等

各論2 行政的手法、刑事的手法を中心として、考えられる手段の整理（平成25年消費者庁報告書を踏まえ、幅広く検討を行う）

WG（第3弾）で取り扱う論点のイメージ

現行制度	○民事的手法 ・ 集団訴訟（消費者裁判手続特例法） ○行政的手法 ・ 課徴金納付命令（景品表示法） ・ 破産手続開始申立（金融機関等の更正手続の特例に関する法律） ・ 解散命令（会社法） ・ 指示（特定商取引法） ・ 業務停止命令・業務禁止命令（特定商取引法、預託法等） ・ 多数消費者財産被害事態が発生した場合の勧告・命令（消費者安全法） ・ 注意喚起（消費者安全法） ○刑事的手法 ・ 被害回復給付金支給制度（犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律） ○その他特別な制度 ・ 犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（通称「振り込め詐欺救済法」）
現行制度にはないもの	・ 行政庁による破産手続開始申立、解散命令、裁判所に対する解散命令申立 ・ 預託命令制度 ・ 米国証券取引委員会（SEC）、連邦取引委員会（FTC）のような機関による財産保全、被害回復命令

検討スケジュール（想定）

開催時期	テーマ
2022年 3 月	開催の趣旨・今後の進め方 課題の整理
4 月	・近年の消費者被害の分析 ・主に現行制度の活用の検討
5 月	
6 月	
7 月	中間とりまとめに向けた議論
8 月	中間とりまとめ
9 月	・必要な制度の検討
10 月	
11 月	
12 月	報告書とりまとめに向けた議論
2023年 1 月	報告書とりまとめに向けた議論
2月～3月頃	報告書とりまとめ

※日程は調整中であり、今後変更の可能性がある